

6 久事上第 112 号
令和 6 年 4 月 19 日

久御山町上下水道事業経営審議会
会長 西垣 泰幸 様

久御山町長 信貴 康孝



適正な水道料金等のあり方について（諮問）

久御山町上下水道事業経営審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

適正な水道料金等のあり方について

【諮問の趣旨】

本町では、貴審議会からの答申を踏まえ、『安全・安心な水を未来につなぐみんなで支えるくみやま水道』を基本理念に、令和 6 年度から 15 年度の 10 年間で計画期間とし、本町水道事業の進むべき方向性と具体的施策を示した新たな計画として「久御山町水道事業ビジョン（第 2 次）（以下、「ビジョン」という。）」を令和 6 年 3 月に策定いたしました。

ビジョンでも示したとおり、本町水道事業では、水需要の減少に伴い料金収入が減少するなかで、本町が受水する京都府営水道の料金改定や物価高騰等により費用が増加するなど経営状況が厳しさを増す一方で、老朽化した水道施設の更新・耐震化を計画的に進めていく必要があるなど、多くの課題に取り組んでいかなければなりません。

つきましては、ビジョンで示しました事業の方向性と具体的施策を念頭に、住民の共有財産である水道施設を適正に更新、維持管理し、将来世代に良好な資産を残すとともに、安全・安心な水道水を持続的・安定的に供給し続けるため、本町水道事業の適正な水道料金等のあり方について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。